

# 議 事 日 程

令和 5 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

令 和 5 年 5 月 9 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		行政報告
日程第 4	選挙第 1 号	議長の選挙について
日程第 5		会期の決定
日程第 6	選挙第 2 号	副議長の選挙について
日程第 7		議席の指定について
日程第 8	選任第 1 号	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
日程第 9		議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 10		諸般報告
日程第 11	選挙第 3 号	釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
日程第 12	選挙第 4 号	釧路東部消防組合議会議員の選挙について
日程第 13	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 14	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 15	報告第 6 号	専決処分の報告について
日程第 16	議案第 31 号	財産の取得について
日程第 17	議案第 32 号	財産の取得について
日程第 18	議案第 33 号	財産の取得について

日程第19	議案第34号	財産の取得について
日程第20	議案第35号	財産の取得について
日程第21	議案第36号	令和5年度浜中町一般会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第37号	監査委員の選任同意について

## 追 加 議 事 日 程

令和5年第1回浜中町議会臨時会  
令和5年5月9日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第23		閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

(開会 午前10時00分)

---

### 臨時議長の紹介・挨拶

---

**○事務局長（東海林圭太君）** 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職を行うこととなっています。

年長議員である川村議員をご紹介します。

(臨時議長川村義春君、臨時議長席に着く)

**○臨時議長（川村義春君）** ただいま紹介されました川村です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 開 会 宣 告

---

**○臨時議長（川村義春君）** ただいまから令和5年第1回浜中町議会臨時会を開会いたします。

---

### 開 議 宣 告

---

**○臨時議長（川村義春君）** 本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

---

**○臨時議長（川村義春君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

---

**○臨時議長（川村義春君）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、谷村敦議員及び國井葵議員を指名いたします。

---

#### 日程第3 行政報告

---

○臨時議長（川村義春君） 日程第3、行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。

本日、第1回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、ありがとうございます。

議員の皆様には、このたびの浜中町議会議員選挙において、ご当選、誠におめでとうございます。今後のご活躍をご祈念するとともに、本町のまちづくりに一層のご指導をお願い申し上げます。

それでは、さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

3月23日、釧路市役所防災庁舎において、株式会社J E P L A Nと地域循環共生圏推進に関する包括連携協定書を締結いたしました。

本協定の締結により、浜中町で排出されるペットボトルは、今後、株式会社J E P L A Nの子会社であるペトリファインテクノロジー株式会社により、ケミカルリサイクルという技術で分子レベルまで分解され、何度でもペットボトルとして生まれ変わり、利用することが可能となります。

町としては、限りある資源をしっかりと循環させることができるよう、今後も適切な分別の推進に取り組んでいきたいと考えております。

なお、J E P L A Nとの協定市町村は、釧路市、標茶町、鶴居村、根室市、そして浜中町で現在は締結しております。

4月3日、町職員の事務分掌異動と新規採用の辞令交付式を行っております。

課長職では異動がありませんでした。

係長職では、異動11名、うち昇格が2名、主査6名、係12名、新規採用者15名となっております。

4月5日から17日までの間で、5日間、暮帰別、新川、仲の浜、琵琶瀬地区の津波避難対策に係る住民説明会を開催しております。

この説明会は、車両でなければ避難することができない地域の津波避難対策について、専門家などで組織する検討会報告書や地元意見などを踏まえて作成した津波避難対策緊急事業計画の内容を説明するとともに、地域の皆さんの意見を伺ったもので、合計して110名の方の出席をいただいております。

説明会では、地域の皆さんから、津波救命艇の設置や避難における寒さ対策、高齢者の避難対策など、忌憚のない意見がございましたが、避難タワー整備を柱とする緊急事業計画については各地区ともおおむねご理解をいただいたものと考えております。

また、会議で出された様々な意見、提言については、今後の防災対策の課題として対応させていただくこととしますが、千島海溝沿い巨大地震、津波が切迫していると言われる中でスピード感を持って緊急事業計画の着実な実施に努めたいと考えております。

4月25日、第19回有限会社浜中町就農者研修牧場定時株主総会が浜町農業協同組合

本社で開催され、令和4年度の事業内容及び決算が承認されましたので、参考資料としてお手元に配付させていただきました。

令和4年度は、法人設立以来19年目になり、新規就農者研修牧場として着実に成果を上げているところではございますが、本年度より本格稼働を始めた茶内西分場では生産性の低い乳牛の淘汰などを行ったことからマイナス収支となりました。また、熊牛分場においては、年度当初に発生したマイコプラズマ乳房炎により、搾乳牛の淘汰の影響から、必要な生産を確保できず、法人内で乳牛補填を行ったものの、結果としてマイナス収支となりました。

全体として、酪農情勢のあおりを受けて、飼料や資材、光熱費の高騰が各牧場の収支を大きく圧迫し、研修牧場全体で純損失を計上する内容となっております。

法人では、厳しい酪農環境にも対応できる酪農経営者を養成すべく研修内容の充実を図り、運営面では、コスト低減による経営基盤の安定を目指し、努力してまいりました。

令和4年度は研修牧場からの独立就農者はありませんでしたが、現在、研修生3組6名、単身者1名が新規就農を目指し、研修しております。

経営の内容でございますが、参考資料3ページをお開きください。

経産牛は283頭、法人全体の生乳生産量は1881トン、4ページの2段目ですが、生乳売上高は1億6105万円となり、前年度と比較して乳量で281トン、生乳売上高で2346万円の増となりました。

また、5段目の育成牛販売高1140万円のほか、町の負担金を含めまして、10段目の収入総額は2億5296万円となりました。

支出につきましては、経費として、飼料、養畜費、地代、賃借料など、33段目ですが、1億9994万円、46段目の販売費及び一般管理費5743万円などであり、これらを差し引いた最終的な当期純利益は最下段のマイナス483万円となりました。

8ページ下段の令和4年度損失処理は、前期繰越利益、当期純利益を合わせましてマイナス483万円となり、別途積立金繰入れからマイナス分を補填することから、次期繰越利益金は0円となりました。

このことから、町へは当初予算では20万円を配当される見込みで計上しておりましたが、今年度につきましては無配当となりました。

次に、令和5年度の事業計画であります。研修生1組が新規就農の予定となっており、また、5月に新たな1組の研修生を迎え、研修生7名体制での実施となり、就農に向け、しっかりと取り組んでまいります。

また、今後も、継続的な新規就農者、希望者の確保に向け、SNSやウェブの相談の実施などにより浜中の取組を発信し続けるとともに、着実に浜中町に定着できるよう、各関係機関と連携して取り組んでまいります。

11ページの令和5年度事業計画では、1段目の計画乳量は1885トンを計画しており、これにより収支計画は10段目の純売上高2億5498万円で、経費の節減と効率的

な経営に努め、経営黒字の回復を目指し、努力してまいります。

以上、有限会社浜中町就農者研修牧場の運営状況についての報告といたします。

次に、4月25日、浜中町農業委員候補者評価委員会が役場茶内支所で開催されました。

平成28年4月に改正されました農業委員会等に関する法律により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任・任命制に変更され、3度目の改選となります。

現在の農業委員の任期が本年7月19日をもって満了を迎えることから、2月1日から2月28日までの募集を行ったところ、12名の推薦及び1名の応募がありました。

当評議員会では、農業者推薦、団体推薦、一般公募のあった候補者13名の方々について、法令に基づき審査、評価を行いました。

以上、行政報告をさせていただきます。

**○臨時議長（川村義春君）** 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

さきの議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

3月15日には町内の小中併置校及び中学校において卒業式が行われ、小学生7名、中学生では36名に卒業証書が授与されました。17日には町内の3校の小学校において卒業式が行われ、小学生36名に卒業証書が授与されました。

3月1日の高校の卒業式と同様にマスク着用は不要ということで実施され、保護者参加制限も基本的にはありませんでした。どの学校におかれましても、小学校の6年間、中学校3年間の修了にふさわしい卒業式となっております。

4月3日には令和5年の浜中町教職員辞令交付式が本庁舎で実施されました。

今年度は、コロナ禍前に戻り、異動してきた管理職及び庁内異動を除く全ての教職員に辞令を交付いたしました。30分間ほどの短い式でしたが、新しく始まる浜中町での教員生活に緊張感を持っておられる様子が強く感じられました。

7日には、午後からあいにくの雨模様でしたが、入学式が小・中学校で、10日には高校で挙行されました。今年度の新入学者は、小学校で39名、中学校で42名、高校で19名、合わせて100名となりました。

なお、入学式は、4年ぶりに感染対策の制約も緩和され、マスク着用も個人の判断に委ねられました。新入生にとっては、これからの学校生活への期待と希望あふれる新たなスタートの日となりました。

17日には、令和5年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会がリモートで開催されました。参加対象は、市町村長をはじめ、学校関係者、そして経済団体からの代表者が出ております。特に、配置計画の基本的な考え方として、第1学年1学級の高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満となった場合は再編整備を進めますということが示されております。

18日には小学6年生及び中学3年生を対象とする全国学力・学習状況調査が実施され、

本町では、小学6年34名、中学3年38名が調査を実施しております。

なお、今回は、国語、算数・数学のほかに中学の英語の教科が加わり、町内7校、トラブルもなく終えたところであります。

5月1日には学校へ新型コロナウイルス感染症の感染症法上の2類から5類への移行に係る学校の感染症対策の変更についての通知を発出いたしました。

このことに伴い、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂が示されました。

内容的には、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、これまでの出席停止が7日間からおよそ5日間に、そして、その間、法律に基づく外出自粛は求められないこと、また、保護者や家族等に症状がある場合においても、児童生徒本人の体調が良好な場合においては、法律上において濃厚接触者の扱いがなくなったことから登校自粛などは一切求めないこととなっております。さらに、マスクの着用についてはどのような場合においても個人の判断に委ねられることとなります。

なお、学校における新型コロナ感染の状況については、4月の中旬までは町内の学校において大変落ち着いておりましたが、4月の後半に入り、町内はもとより、釧路管内では高校生を中心に感染が拡大しております。

霧多布高校においては、4月24日には、生徒の新規感染者数が13名、教職員1名、濃厚接触者の出席停止を含め、欠席者は24名にも上り、全校生徒の40%を占めておりました。

4月25日から28日の4日間、学校閉鎖の措置を取ったところであります。

以上、教育行政報告といたします。

**○臨時議長（川村義春君）** ここで、説明員である町職員の紹介の申出がありました。

これを許します。

副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、改選後初めての議会でありますので、ここで議員の皆様に説明員である管理職についてご紹介を申し上げさせていただきます。

既にお手元に配付されております議場配置図もご参照願いまして、よろしく願いをいたします。

それでは、皆様から向かって左側前列の私の隣の席から、順次、ご紹介を申し上げます。

選挙管理委員会事務局長を併任しております総務課長です。

**○総務課長（赤石俊行君）** 総務課長の赤石です。選挙管理委員会事務局長を併任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○副町長（齊藤清隆君）** 続きまして、企画財政課長です。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 企画財政課長の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 副町長（齊藤清隆君） 続きまして、2列目、こちらから防災対策室長です。
- 防災対策室長（石塚豊君） 防災対策室長の石塚です。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 続きまして、水産課長です。
- 水産課長（細越圭一君） 水産課長の細越です。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 続きまして、商工観光課長です。
- 商工観光課長（久野義仁君） 商工観光課長の久野です。今後ともよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 3列目に参ります。  
浜中支所長並びに茶内支所長を兼務しております住民環境課長です。
- 住民環境課長（山平歳樹君） 住民環境課長、兼ねて浜中・茶内支所長の山平といたします。どうぞよろしく願いします。
- 副町長（齊藤清隆君） 税務課長です。
- 税務課長（梅村純也君） 税務課長の梅村です。よろしく願いします。
- 副町長（齊藤清隆君） 建設課長です。
- 建設課長（渡部幸平君） 建設課長の渡部と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 上下水道課長です。
- 上下水道課長（南秀幸君） 上下水道課長の南です。どうぞよろしく願いします。
- 副町長（齊藤清隆君） 次に、皆様から向かって右側の席になります。  
前列の左側、教育長の隣から、順次、ご紹介を申し上げます。  
教育委員会管理課長です。
- 管理課長（舟橋正誉君） 管理課長の舟橋です。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 教育委員会指導室長です。
- 指導室長（伊藤善一君） 指導室長の伊藤善一と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 農業委員会事務局長です。
- 農業委員会事務局長（酒井美和子君） 農業委員会事務局長の酒井美和子と申します。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 2例目に参ります。  
総合文化センター館長を兼務しております教育委員会生涯学習課長です。
- 生涯学習課長（澤邊昭彦君） 生涯学習課長、兼ねて総合文化センター館長の澤邊といたします。どうぞよろしく願いします。
- 副町長（齊藤清隆君） 高校事務長です。
- 高校事務長（天岡道芳君） 霧多布高校事務長の天岡と申します。よろしく願いいたします。



- 副町長（齊藤清隆君） 給食センター所長です。
- 給食センター所長（春日良太君） 学校給食センター所長の春日です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 出納室長を兼務しております会計管理者です。
- 会計管理者（徳光恵君） 会計管理者、兼ねて出納室長の徳光です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 3列目に参ります。  
健康福祉課長です。
- 健康福祉課長（金澤剛君） 健康福祉課長の金澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 保険課長です。
- 保険課長（渡部直人君） 保険課長の渡部直人です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 保育所長です。
- 保育所長（中山和生君） 保育所長の中山和生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 診療所事務長です。
- 診療所事務長（中山正教君） 浜中診療所事務長の中山と申します。よろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 続きまして、最後になります。  
議会事務局長につきましては、監査委員事務局長を併任しております。地方自治法の規定上、監査委員につきましては執行機関に属する組織でありますので、改めまして私からご紹介をさせていただきます。  
監査委員事務局長です。
- 監査委員事務局長（東海林圭太君） 議会事務局長の東海林と申します。監査委員事務局長も併任しています。よろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤清隆君） 以上、説明員のご紹介を申し上げました。  
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（川村義春君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 議長の選挙について

---

- 臨時議長（川村義春君） 日程第4、選挙第1号、議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
  
(議場閉鎖)
- 臨時議長（川村義春君） ただいまの出席議員数は10人です。  
次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に田甫哲朗議員及び成田良雄議員を指名します。  
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(川村義春君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(川村義春君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(川村義春君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、落合俊雄議員より、順次、投票願います。

(投票)

○臨時議長(川村義春君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(川村義春君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田甫哲朗議員及び成田良雄議員の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(川村義春君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、落合俊雄議員7票、川村義春議員3票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、落合俊雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(川村義春君) ただいま議長に当選されました落合俊雄議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長(落合俊雄君) ただいま、議長に選任をされました。謹んでお受けをさせていただきます。また、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたしております。

ここからの4年、議員各位のご協力をいただきながら、議会としての役割、責任を果たすことはもちろん、これまでも取り組んでまいりました議会機能の充実、情報発信の強化など、しっかりと町民の負託に応える議会のため、全力を尽くしてまいり所存でございます。

す。

改めて、皆様のご協力をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○臨時議長（川村義春君）** これで、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力をありがとうございました。

落合議長、議長席にお着き願います。

（議長落合俊雄君、議長席に着く）

---

## 日程第5 会期の決定

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第6 選挙第2号 副議長の選挙について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第6、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

**○議長（落合俊雄君）** ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に三上浅雄議員及び三膳時子議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

**○議長（落合俊雄君）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

**○議長（落合俊雄君）** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、川村義春議員より、順次、投票願います。

(投票)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

三上浅雄議員及び三膳時子議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(落合俊雄君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、成田良雄議員6票、川村義春議員4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、成田良雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(落合俊雄君) ただいま副議長に当選されました成田良雄議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○副議長(成田良雄君) ただいま、議員各位より、副議長という大任にご推挙いただきました。謹んでお受けいたします。

今後、落合議長の補佐として、議会運営、議会の活性化に努力し、町民の負託に応えてまいり所存でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○議長(落合俊雄君) この際、暫時休憩します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前11時55分)

○議長(落合俊雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第7 議席の指定について

---

○議長(落合俊雄君) 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。

氏名と議席番号を職員に朗読させます。

**○議事係長（内村和樹君）** 1 番三上浅雄議員、2 番渡邊秀治議員、3 番國井葵議員、4 番三膳時子議員、5 番川村義春議員、6 番田甫哲朗議員、7 番渡部貴士議員、8 番谷村敦議員、9 番成田良雄議員、10 番落合俊雄議員。

以上でございます。

**○議長（落合俊雄君）** ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれの指定の議席にお着きください。

会議を一時中止します。

（中止 午前 11 時 56 分）

（中止中、全員新議席に着く）

（再開 午前 11 時 57 分）

**○議長（落合俊雄君）** 中止前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第 8 選任第 1 号 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第 8、選任第 1 号常任委員会及び議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、総務経済常任委員会委員に、川村義春議員、三上浅雄議員、三膳時子議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員、社会文教常任委員会委員に、私、落合、田甫哲朗議員、成田良雄議員、渡部貴士議員、國井葵議員、広報広聴常任委員会委員に、田甫哲朗議員、三膳時子議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員、國井葵議員、議会運営委員会委員に、川村義春議員、田甫哲朗議員、成田良雄議員、三上浅雄議員、渡部貴士議員、以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11 時 59 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

**○副議長（成田良雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

落合議長は、除斥に該当しますので、退席しました。

---

#### 日程第 9 議長の常任委員会委員の辞任について

---

**○副議長（成田良雄君）** 日程第9、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま社会文教常任委員会委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例においても議長については辞任を認めているところでもありますので、社会文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。

申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、落合議長の社会文教常任委員会委員の辞任について許可することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時02分）

（再開 午後 1時21分）

**○議長（落合俊雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第10 諸般報告

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第10、諸般報告をいたします。

休憩中に開催した各常任委員会及び議会運営委員会において、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので、報告をいたします。

総務経済常任委員会委員長に川村義春議員、同副委員長に三上浅雄議員、社会文教常任委員会委員長に渡部貴士議員、同副委員長に田甫哲朗議員、広報広聴常任委員会委員長に田甫哲朗議員、同副委員長に三膳時子議員、議会運営委員会委員長に三上浅雄議員、同副委員長に川村義春議員、以上のとおり互選されました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第11 選挙第3号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第11、選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については議長が指名することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路公立大学事務組合議会議員には國井葵議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました國井葵議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました國井葵議員が釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました國井葵議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

3番國井葵議員。

**○3番(國井葵君)** ただいま指名に上がりました國井です。

謹んでお受けいたします。

---

## 日程第12 選挙第4号 釧路東部消防組合議会議員の選挙について

---

**○議長(落合俊雄君)** 日程第12、選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

鉏路東部消防組合議会議員には川村義春議員、三上浅雄議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました川村義春議員、三上浅雄議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員を鉏路東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川村義春議員、三上浅雄議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員が鉏路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま鉏路東部消防組合議会議員に当選されました川村義春議員、三上浅雄議員、渡邊秀治議員、谷村敦議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 謹んでお受けいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 謹んでお受けいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** 謹んでお受けいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 8番谷村敦議員。

**○8番（谷村敦君）** 謹んでお受けいたします。

---

### 日程第13 報告第4号 専決処分の報告について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第13、報告第4号を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第4号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。



本件につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に、国からの交付金や特別交付税等が確定し、財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、基金積立金で、歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てなどで1億1786万8000円を追加するなど、全体で9049万9000円の追加となります。

3款民生費では、低所得世帯等支援特別給付金に要する経費で、事業費の確定により367万6000円を減額するなど、全体で511万1000円の減額となります。

4款衛生費では、じん芥処理に要する経費で、可燃ごみ焼却委託料の確定により、1011万1000円を減額するなど、全体で981万1000円の減額となります。

5款農林水産業費では、栽培漁業に要する経費で、環境生態系保全緊急対策事業負担金の確定により、252万3000円を減額するなど、全体で177万4000円の減額となります。

7款土木費では、町道維持に関する経費で、町道除雪業務委託料及び町道維持補修工事の確定により1533万9000円を減額します。

9款教育費では、高校管理運営に要する経費で、過誤納還付金及び返還金12万5000円を増額します。

以上により、今回の補正額は5858万9000円となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、町民税など、最終収納見込みにより、全体で710万7000円の追加となります。

2款地方譲与税から8款環境性能割交付金及び10款地方特例交付金から12款交通安全対策特別交付金については、いずれも交付額の確定によるもの、15款国庫支出金では、補助金の確定見込みにより全体で117万2000円を追加します。

16款道支出金では、補助金の確定見込みにより、全体で115万5000円を追加します。

17款財産収入では、基金利子及び立木売払収入の確定により、210万8000円を減額します。

18款寄附金では、ふるさと納税確定見込みにより、1140万円を減額します。

22款町債では、該当事業費の確定などにより、100万円を減額します。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は87億4129万円となります。

次に、第2表繰越明許費補正につきましては、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由を説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから報告第4号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** 専決ですけれども、数点お尋ねしたいと思います。

まず、22ページの歳入であります。

一番上の地方公共交通確保維持改善事業費補助及びその3段下にあります広域生活バス路線運行維持対策事業費補助ということで、国と道からの補助金であります。

多分、近年の燃油高に対応するための補助金かなと思っているのですけれども、歳出のほうでは財源の組替えということになっていました。この補助金が対象となる事業、例えば、町営バスの運行や都市間バスのくしろバスへの補助かなと思うのですけれども、どちらに充当される目的でこの補助金がついたのか、そして、この補助が燃油高に対応するものだとすれば一時的なものかと思うのですけれども、そうではなく、今後、恒久的にこれが見込まれるのかどうか、伺っておきたいと思います。

次に、28ページの地域振興に要する経費についてです。

今回、令和4年度の予算が確定したと捉えているのですけれども、結婚祝金と出産祝金は、それぞれ当初予算150万円に対して58万9000円、出産祝金については、250万円に対して128万1000円の減額ということです。

これは金券ですので、年度またぎの支出もあろうかと思えます。聞きたいのは、実際に結婚でいったら何組が成婚され、この祝金を受け取ったのかです。出産につきましても同様に、何名のお子さんが生まれ、対象となったのかをお知らせいただきたいと思えます。

次に、その下の結婚新生活支援事業補助についてです。

これは、39歳以下という年齢制限もある中、なかなか活用されなかったものが今回は当初60万円ですので、19万5000円が執行されていることになります。住宅や引っ越しの費用が対象になるということだと思のですが、この19万5000円の内訳について、1名の方なのかも含め、お知らせください。

次に、その下の賦課事務に要する経費の委託料の1162万2000円の減額補正についてです。

これは、当初予算が1712万2000円で、当初予算の説明では、紙媒体を手入力しなければいけない膨大な職員の労力や入力によるミスをなくすことを目的に1000万円くらいでシステムを購入し、そして、それでほぼ自動的に評価が出てくるようなものであるということだったと記憶しているのです。当時、1000万円をかける値のあるシステムなのだろうなということ聞いておりました。

しかし、このたび1162万2000円の減額です。どうしてこういう多額の減額補正が生まれたのか、そのシステムの導入が予定どおり進んだのかどうか、もしそうでなければどのように対応を取られたのかも含め、伺っておきたいと思えます。

加えて、3月補正でなく、今回の11号の補正で減額が出てきた要因等もお知らせいた

だきたいと思います。

次に、30ページのその他保育に要する経費のうち、施設型給付費についてです。

今回、67万4000円の増額であります。これにつきましては、3月の10号補正で120万円の減額補正がされております。

施設型給付費というのは親の就労によって町外で保育を受けなければならない場合にその保育施設に充当されるものだと思うのですけれども、3月で120万円の補正になったということは、その時点で対象者がといますか、120万円分が必要なくなったと私は受け取りました。しかし、年度末のまでの間に67万4000円の増額補正が再度必要になったということなのだろうと思うのですけれども、どういう状況でこの僅かな期間に減額になり、また補正を組まなければいけなくなったのかも含め、説明をいただければと思います。

次に、32ページのじん荼処理に要する経費についてです。

これは、可燃ごみ焼却委託ということで、根室市への委託料です。当初は6259万5000円の予算でありましたが、今回、1011万1000円の減額補正がなされております。単純にごみの減量化が町民の努力によって図られたというのであれば、それはそれで喜ばしいことですが、それにしても金額があまりにも大きいかなと思っています。単にごみの減量化による減額ということなのか、それとも何か別な要因があったのか、お知らせください。

以上、お願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

歳入の22ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助、それから、広域生活バス路線運行維持対策事業費補助の関係についてのご質問にお答えをいたします。

まず、こちらの補助ですけれども、燃料価格の高騰による一時的な国庫補助、道補助金ということではございません。

本町は、ご存じのとおり、地域公共交通計画を策定している中で町営バスを運行しているものですから、毎年、補助金を受け取ることができるというものです。

一番上の地域公共交通確保維持改善事業費補助の内訳は二つあります。

一つは、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の426万円です。こちらについては、霧多布湿原線のバスの運行分に加え、茶内線、浜中線のデマンドに対して補助金を受け取るものでございます。もう一つは車両減価償却費国庫補助金と言いまして、予備バス車両を保有しているものですから、こちらに対して23万円です。合わせまして449万円となっております。

そして、広域生活のほうについては道から出るものですが、霧多布厚岸線、霧多布散布線の運行に対して補助を受けております。

続きまして、歳出でございます。

28ページの地域振興に要する経費の結婚祝金、出産祝金の関係についてお答えをいたします。

申し訳ございませんが、2月28日付の数字しか持ち合わせておりませんので、それでお答えさせていただきます。

結婚祝金につきましては、件数が15件、金額が75万円となっております。出産祝金につきましては、件数が21件で、金額が110万円となっております。

続きまして、負担金補助及び交付金の結婚新生活支援事業補助の関係でございます。

60万円で、19万5000円の支出ということですが、2月に入りまして町内の方から1件の申請がございました。その内訳ですけれども、2月と3月の家賃、6万5000円の2か月分の13万円、そして、アパートの敷金6万5000円で、合わせまして19万5000円を町から補助させていただいております。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 賦課事務に要する経費の関係です。

固定資産評価支援システム委託料の大きな減額の理由でございますが、当初予算では1712万2000円で、このシステムの導入目的としましては、議員が言われたとおり、ペーパーレス化し、データのみで処理することによって正確性を高め、かつ、職員の労力を軽減するということがありました。

さらに、国土地理院から無償で航空写真データをいただけるという協定を結んだことによりまして、さらなる正確性を、あわせて、法務局からいただく登記データについて、今までは紙媒体だったのですけれども、今後はデータでいただくということとなります。さらに、統合型GISと申しまして、地図情報システムのことですが、これを導入することにより、例えば、役場庁舎内で使っている道路台帳や地籍図と連動させることによりまして一元的、総合的に管理できることを目指しておりました。

しかし、この統合型GIS部分につきましては、各課それぞれで動いているシステムがありまして、予算づけをいただいた後に業者との打合せの中で年度中に一元化することが時間的に不可能だということが判明したところでございます。

なお、こちらについては予算では800万円ほどを予定していたのですが、この部分がなくなるということで、契約の入札金額が550万円まで下がってきました。

また、この550万円という数字についてです。予定額ではもうちょっと高かったのですが、かなり安く入札していただいたということもあり、結果的に1162万2000円の減額補正とさせていただいております。

次に、現在の状態といいますか、どのような状況で稼働、運用しているかということです。

今、役場においての作業は我々税務課では行っておらず、契約した業者に依頼し、国土地理院から提供していただいた航空写真データの取り込み、さらには、法務局からデータでいただいている登記データの取り込みなどをしていただいているところです。この後、

税務課として当初賦課の納付書を頒布する時期に入りますが、それが終わる7月ぐらいから実際のマッチングというのでしょうか、建物があるけれども、課税されていない、課税台帳に載っていない、逆に、課税台帳に載っているけれども、航空写真上では物がないというアンマッチを探り出す作業に入っていきます。ですから、導入はしているのですが、実際の稼働は今年度以降、テストをし、来年からということで、今は取り込みの作業中であるということをご理解をいただきたいと思います。

次に、専決となった理由についてです。

この契約の締結が7月21日であり、本来であれば9月議会で減額補正すべきだと思ったのですが、先ほど申し上げました統合型GISにつきましては、業者のほうで何とかできるかもしれないというお答えもいただいていたものですから、もし年度内に可能なのであれば、残った予算を使わせていただき、その作業に入りたいと思っていました。しかし、結果的には2月ぐらいになって年度内に完了することは不可能であるという答えをいただくこととなりました。

本来であれば、それを受け、3月議会での提案にすべきだったのですが、失念といえますか、作業を怠ってしまい、今回の専決での補正となってしまいました。

**○議長（落合俊雄君）** 保育所長。

**○保育所長（中山和生君）** 30ページのその他保育に要する経費の施設型給付費についてお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、この施設型給付費というのは町内の児童が町外の保育施設等を利用するときその施設に支払うものとなっております、令和4年度予算の3月補正で120万円を減額しております。ただ、そのときの積算の誤りによるもので、今回、専決ということにさせていただきました。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 32ページのじん芥処理に要する経費の1011万1000円の減額についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、減量化の影響かというお話がありましたが、減量化ではなく、3月末で根室に搬入した実績が出ております。

ちなみに、当初予算のときには、焼却物については1700トン、焼却灰については288トンの予算要求をしております。その上で、令和4年度の実績についてですが、搬入量が1426トン、焼却灰が256トン、トータルで5246万3000円程度の経費となっております、当初予算から確定金額を差し引いた額を今回減額補正の専決として提出させていただきます。

**○議長（落合俊雄君）** 6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** もう一回、賦課事務に要する経費について伺います。

要は、システムの導入を見送ったわけではない、現在、導入に向けての作業を進めている最中ですという答弁に受け取ったのですけれども、それでいいのかどうかを確認します。

なお、当初予算のときには、委託業務でなくするため、このシステムを購入するという  
ことでしたよね。そこでは購入という言葉を使っています。そして、職員がそのシステム  
を利用し、自動的に積算できるようなものですよという説明だったのです。ですから、私と  
してはシステムを一千何百万円で購入することで今後の委託料等の減額にもなるのだらう  
と捉えていたのであって、先ほどの答弁をどう捉えていいのかが分かりません。

当初は、1006万5000円が購入費用金額ですよと答えているのですよ。それで、  
そういうものなのだろう、それに値するシステムなのだろうとその答弁を聞いて捉えてい  
たのですけれども、今の答弁を聞いてもどうもよく分からないということです。

現在、J I Sの地理的情報を一元化する作業を進めているのですよね。それができるこ  
とで、再度、一千何百万円かでのシステムを購入するという方向で進んでいると捉えて  
よろしいのですか。

今年度の新年度予算を見ますと、固定資産評価業務委託料が前年度は60万5000円  
だったものが275万円で、その下に新たにシステム使用料として105万6000円を  
予算計上されているのですけれども、今言っている1000万円もするシステムとの兼ね  
合いをどういうふうに捉えたらいいのか、もうちょっと分かりやすく説明していただき  
たいと思います。

あとは積算ミスということで了解しました。気をつけていただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** まず、この評価システムを見送ったわけではないのかとい  
うご質問についてです。

見送ったのか、見送っていないのかということについて表現するならば、統合型G I S  
については、今のところ、見送ったと捉えていただきたいと思います。

全町的に網羅するような、ほかの道路台帳などとの連動ということですが、今、現実的  
にそれぞれで稼働しているので、難しいという判断で見送らせていただいております。

ただ、システム導入自体は計画どおりに進んでいると私は捉えております。令和4年度  
中にこのシステムを――議員は購入とおっしゃられましたけれども、私は導入と言ったつ  
もりでした。（発言する者あり）私は導入と言ったつもりでお話ししていました。

今まで、こういったシステムや機器を導入する際には買取りで導入する場合が多かった  
と思うのですが、今回は、今後の維持管理、ランニングコストも含め、委託料というこ  
とでやらせていただいております。

購入と導入というのは私の言い方の違いだったと思うのですけれども、そういったよ  
うなことです。

次に、当初予算について、今、令和5年度の当初予算書を持ってきていないので、詳し  
い説明はできないのですが、土地の評価委託料が二百数十万円だったと思います。これは、  
路線化に係る委託料でございます、あとの百数十万円がこのシステムのランニングコス  
トに係るものと捉えていただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** 導入という言葉が議事録が購入と捉えたのでしょうか。でも、議事録には購入と載っています。それについては問いませんが、要は、今回、減額補正になっている1162万2000円というのは最初から必要だったのかということです。

1162万2000円を減額し、現在進んでいるということなのですよ。では、当初の一千七百何ぼという予算がどうやって出てきた数字なのか、それがよく見えなくなってしまっています。

ここで聞いて理解できないのであれば改めて伺いに行きますけれども、もうちょっと分かりやすく、要は、1162万2000円を減額しても、現在、このシステムは使えるような状況で進んでいるということなのですよ。ということは、必要だったのですかということなのですよ。その点だけお答えをいただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 1162万円が必要だったのか、不要だったのではないかというご質問についてです。

結果としてこういう金額にはなりましたが、我々が目的としていた国土地理院の写真データ、法務局の登記データを取り込むということは達成できると思っております。ただ、先ほどから申し上げているとおり、統合型GISについて、今、技術的にも時間的にもできないということで見送ったというご説明をさせていただいていると思うのです。

それにプラスして、入札の結果、かなり安い金額で応札していただいています。別に、これはダンピングしたわけでも何でもございません。2者の競合によって入札としたもので、ここでは申し上げませんが、もう一者はかなり高い金額で来ております。その会社でどんな事情があったのかは分かりませんが、予想以上に安かったのです。もしかしたらそこにたけている業者なのかもしれません。

統合型GISについては、予算の中に組み込みましたけれども、結果的にはできないということになったわけです。それを無駄とおっしゃられるなら、そういった組み方を無駄とおっしゃられるなら無駄だったと捉えていただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 私から1点だけ質問させていただきます。

28ページの地域振興に要する経費の移住・定住支援事業補助160万円の減額についてです。

当初予算で160万円を計上していますが、今回、丸々減額するということです。この前、課長に聞いたところによると、UターンやIターンやJターンのため、新規就業支援事業として予算を計上したということで、1世帯100万円、そして、18歳未満1人につき30万円を支援する、予算上は夫婦と子ども2人の世帯で募集したけれども、結果としてはなかったということですよ。

対象となっているのは東京23区に住んでいる人という条件もあるようですけれども、

そういうことでいいのかどうか、私が言ったことが正しいかどうか、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 地域振興に要する経費の補助金の移住・定住支援事業補助160万円の減額についてです。

こちらは、国の地方創生の移住支援事業に乗っかりまして補助を受けながら進めていこうとしたものでございます。地元へのU・I・Jターンによる就職などを促進するため、議員がおっしゃられたとおり、東京23区に在住、通勤、あるいは、移住する直前、1年以上、東京23区に在住、通勤していた方々が対象になるものでございます。

予算措置につきましては、世帯1件分の100万円、それから、18歳未満の方1人に最大30万円の2名分を加算し、それを160万円で予算化したものでございます。

現状についてですが、令和4年度からこの事業に浜中町も参入し、予算措置をさせていただき、ホームページ等により周知いたしました。問合せ自体は何件かありましたが、実際には活用がなく、今回、全額減の減額に至ったということです。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 私が言ったとおりの事業内容だというふうに思いますが、予算の組み方といいますか、当初予算で計上したものであるのは、3月定例会時点で利用がなければ、ぎりぎりまで待って専決でやらなければならないような性格のものかといったら、そうではないと思うのです。3月定例会でなければ落とす、その間に申込みがあって必要があれば、その後、専決するということだってあり得るのかなと思うのですが、そういったような組み方ができないものなのでしょうか。

そして、東京23区とたがをはめていますけれども、移住、定住を求めるのであれば、この条件を外すといいますか、全国のどこから来ても町単独事業としてやるようなスタイルで受け入れるというようなことが今後可能かどうかです。国の地方創生の補助事業を当てにしてやるのも確かに町の財政面から考えるといいのかも分かりませんが、町単で行うということも考えるべきではないかなと私は思うのですよ。

これは政策的なことですから、できれば理事者から答弁をいただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

3月定例会で減額ということについてです。

確かに、対象者が出てきても、例えば160万円の予算措置をしても全てを執行できる可能性がないとの結論に至ったときには、ほかでもそういった予算がございまして、今後、十二分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ただいまのご質問にお答えします。

町単独としてでも東京23区という区分を外したらどうだということでしたけれども、



担当と協議検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 私からも、1点、26ページのふるさと納税に要する経費についてお聞きします。

これは専決でいろいろと行われていますけれども、3月30日の年度末でその年度のふるさと納税が何件で幾らだったのか、まずお知らせ願います。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（久野義仁君）** それでは、26ページのふるさと納税に要する経費に関連してのご質問にお答えいたしたいと思います。

3月の議会では、2月末現在ということで、ふるさと納税の実績額を議員の皆様にはお伝えしたところでありましたが、現時点で3月31日時点の寄附の実績が出ておりますので、こちらの実績値をお知らせしたいと思います。

まず、寄附件数は6万4139件で、率で申し上げますと前年度対比で40.4%の増となっております。

続きまして、寄附金額は、3月31日現在で10億4683万7619円となっております。前年度対比で34.36%の増となっております。

**○議長（落合俊雄君）** 1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 平成27年に私が議会議員になったとき、ふるさと納税といったら第二の産業みたいなもので、これに力を入れるべきだと予算審査特別委員会でやったことがあります。それから、急激な伸びというか、白糖とか紋別とか根室とか、3桁の町村がたくさんありますけれども、うちの町としてはいい伸び率で来ているのかなと思います。

これからの返礼品はいろいろとあるのですけれども、そういう中で、これから先のふるさと納税に期待感というか、伸び代があるのか、また、返礼品としてどういうものをつくっていけばいいのか、当然、担当課は考えていると思います。

厚岸町の会社が利尻町のウニとしていたとの新聞報道が出ていましたけれども、ああいふことのないように気をつけて、そうした配慮をやっているのかどうか、お伺いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（久野義仁君）** お答えいたします。

令和4年度につきましては、最大限、私たちが努力した結果として、10億4600万円と数字としては出ています。ただ、議員がおっしゃるとおり、まだ伸び代のある産業、議員は産業というお言葉を使われましたけれども、私はそう思っております。

残念ながら、今、全体の8割をハーゲンダッツが占めておりまして、これは私たちが担当する前から変わっていません。令和4年度もほぼ8割がハーゲンダッツという結果になっております。

そこで、課題としては水産加工品をどうやってこれから伸ばしていくのかということが

あります。ただ、これは、私たちというよりは、返礼品事業者と申しますか、個人でやられている加工場や両漁協も関わってきます。

それぞれの漁協というよりは、浜中漁協のみがふるさと納税返礼品の事業者として参加しておりまして、浜中漁協には、特に加工場のほうには新たな返礼品の開発ということで常に協議させていただいておりますし、今年度、新たに、ホタテや時鮭など、もう既に商品化され、準備ができているものもございます。

こういったものも当然これから伸びてくるのだと思いますし、さらなる加工品に期待したいと思っておりますが、まず、てこ入れするのは水産加工品なのかなと担当課として思っておりますし、返礼品事業者である組合、そして、水産課も交え、しっかりと連携していきたいと思っております。

それから、厚岸町の会社のウニの例も出されておりました。

産地についてですが、浜中では輸入品はほぼ取り扱っていないため、その危険性というのは他の自治体よりは少ないのかなと思っております。ただ、産地の偽装のほか、今、不良品の発送でふるさと納税の業界はかなり悪いイメージを持たれている自治体も増えてきていますので、そういったレッテルを貼られないよう、常に気をつけなければならないと思っておりますし、あまり背伸びをし過ぎると、そういったリスクも伴うものだと思いますので、産地も含めて、原料に関しては慎重に取り扱うよう、上から目線ではないですけども、事業者へしっかりと指導していきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 今の担当課の答弁で、伸び代もある、期待したいのが水産物ということで、その返礼品はうちの組合が出しているのは事実ですけども、それを拡充していくということですね。そして、厚岸町の会社のようなことがないように、それを頭に入れて、これから先も努力し、ふるさと納税が倍や3倍になるような努力をしていただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

---

## 日程第 1 4 報告第 5 号 専決処分の報告について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第 1 4、報告第 5 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第 5 号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和 5 年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令の一部が改正され、令和 5 年 3 月 3 1 日付で公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3 月 3 1 日付をもって、専決処分により、浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって公布したところであります。

このたびの専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、町民税では課税の特例の延長など、固定資産税では固定資産税の減額措置など、軽自動車税では税率の特例の延長など、たばこ税では申請様式の変更など、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された市町村税条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 報告第 5 号専決処分の報告について補足を説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、令和 5 年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が令和 5 年 3 月 3 1 日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例について一部改正を要することから、3 月 3 1 日付で、専決処分により、浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、これに対応したところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が 5 項目、附則改正が 1 0 項目、合わせて 1 5 項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料の 1 ページから 1 2 ページ、資料 1 の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照いただき、また、同じく、1 3 ページから 1 6 ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料の 1 3 ページをご覧ください。

浜中町税条例の一部改正による本則の改正ですが、番号1の第46条は、給与所得にかかる特別徴収税額の納入の義務等で、施行規則様式の新設に伴う改正、番号2の第48条は、法人の町民税の申告納付で、施行規則様式の新設に伴う改正、番号3の第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続で、施行規則様式の新設に伴う改正、番号4の第98条は、たばこ税の申告納付の手続で、施行規則様式の新設に伴う改正、番号5の第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続で、施行規則様式の新設に伴う改正です。

続いて、附則の改正です。

番号6の附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、内容は適用期限の令和6年度までを3年間延長するものであります。

14ページをご覧ください。

番号7の附則第10条は、読替規定で、法律改正に合わせて改正、内容は令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行をするものであります。

番号8の附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、法規定の新設に合わせて新設、内容は大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定です。

番号9の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、法規定の新設に合わせて新設、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。

番号10の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税で、法律改正に合わせて削除、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

番号11の附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、法律改正に合わせて削除、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

番号12の附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、法律改正に合わせて改正、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間延長するものであります。

番号13の附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、規定の整備を行うもの、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

番号14の附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、適用期限の延長であります。

番号15の附則第31条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、規定の整備をするものであります。

次に、15ページから16ページの附則ですが、第1条では施行期日を規定しており、

第2条では固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置を決定しております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから報告第5号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。  
これから報告第5号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** なしと認めます。  
これから報告第5号を採決します。  
お諮りします。  
本件は承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

---

#### 日程第15 報告第6号 専決処分の報告について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第15、報告第6号を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 報告第6号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本年5月から実施を予定している新型コロナウイルスワクチンの追加接種に必要な経費について、4月3日付をもって専決処分させていただいたところがあります。

補正の内容といたしましては、歳出では、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費で、予防接種委託料など2868万7000円を計上、一方、歳入につきましては、歳出の経費について、全て国庫支出金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は92億9224万8000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから報告第6号の質疑を行います。  
6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** 私もはがきをいただきまして、接種希望で出したところござい

ますけれども、まず、今回、委託料1561万9000円で接種する対象となる要件と人数についてです。

周りからは、来ているけれども、もう受けないわというような声も多々聞くのですけれども、あくまで集団接種ということなのですよね。はがきの返信具合や接種希望等の具合によっては集団接種をやめる可能性はあるのかどうか、私は7月1日の日程で時間も指定されていますけれども、人数が減ってもこの予定でいくということなのかどうかも含め、答弁をいただきたいと思います。

あわせて、若干関連になるのですけれども、昨日で5類に移行となったということであり、聞きたいのは発熱の症状があった場合の診療所の体制です。

要は、ちょっと熱っぽいのですということで仮に診療所に電話が行った場合、5類になってからの対応というのはどう変わるのかということをお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** それではまず、1点目の質問について私からご答弁させていただきます。

接種対象者ですけれども、このたびの5月27日、28日、それから、6月29日、30日、7月1日の5日間について接種券の発送をさせていただきました。こちらから接種券を発送させていただきました方は65歳以上の高齢者となっております。

65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方、あるいは、医療関係の職に就いている方等につきましては、追加接種ということで、今年度、2回の接種を受けられることになっております。

ただ、基礎疾患等がある方については自己申告制ということで、申告があった後に接種券を発送することにしております。

次に、接種対象者がどれくらいになるのかです。おおむねですけれども、発送させていただいたのは1600件です。これがどれくらいの接種率になるのかということですが、昨年に実施しましたオミクロン株対応のワクチンの接種状況でいきますと、全体での接種率というのは、12歳以上の人口に比してのものですけれども、63.8%という実績になってございます。これは、12歳以上総トータルの数値ですけれども、これが65歳以上の高齢者になりますと、どんと跳ね上がります。

昨日から、連休が明け、早速、返信のはがきが届いておりますけれども、そのほとんどが接種を希望するという方のように、現在のところ、そういう状況もあります。ただ、やっぱり今回は打たないという方も若干はいらっしゃるみたいで、少なくなるとは思いますが、集団接種を取りやめるところまで減るとは思ってございません。

さらに、集団接種をしないということになると個別接種の対応をしなければいけなくなりますけれども、本町につきましては浜中診療所1か所の医療機関であり、診療所では通常の診療業務もございまして、診療業務を守りつつ、ワクチン接種をするためには集団

接種を実施しなければならないと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたしたいと思えます。

2類相当から5類になって外来の診察はどのようになっているかというご質問でしたが、基本的には現状のままであると考えております。

まず初めに、患者様から電話をいただくこととなります。そして、11時から12時までの1時間の間に、現在もやっているのですが、ドライブスルー方式でコロナの検査をしまして、それに見合った医師からの処方が行われます。

この際、看護スタッフ、医師を守らなければならないということがありまして、当面、この体制を維持していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第6号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第6号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

---

## 日程第16 議案第31号 財産の取得について

---

○議長（落合俊雄君） 日程第16、議案第31号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度に購入した町営バス車両について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入に当たり、去る4月28日、町内業者1者と町外業者1者による指名競

争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社浜中車輛が1122万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和6年2月29日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第31号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第31号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 議案第32号 財産の取得について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第17、議案第32号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第32号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年度に購入したじんかい収集車両について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入に当たり、去る4月28日、町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、東北海道日野自動車株式会社釧路支店が2722万5000円で落札いたしました。



なお、納入期限は令和6年3月22日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第32号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第32号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 議案第33号 財産の取得について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第18、議案第33号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第33号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成17年度に購入した除雪トラック10トン級について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は本年度の社会資本整備交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入に当たり、去る4月28日、町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、UDトラックス道東株式会社釧路支店が6182万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和6年2月28日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第33号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第33号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第33号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第34号 財産の取得について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第19、議案第34号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 議案第34号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度に購入した学校用バス車両について、経年劣化が著しいことから、このたび新たに車両を更新しようとするものです。

購入費用につきましては第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入に当たり、去る4月28日、町内業者1者、町外業者1者、計2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社浜中車輛が1050万5000円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和6年2月29日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第34号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第35号 財産の取得について

---

○議長（落合俊雄君） 日程第20、議案第35号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第35号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成11年度に購入した学校給食配送車両について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入に当たり、去る4月28日、町外業者4者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店が742万5000円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和6年3月25日としております。

ここに、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第35号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第36号 令和5年度浜中町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（落合俊雄君） 日程第21、議案第36号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第36号令和5年度浜中町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたび、国の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の生活支援対策として実施されます子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、3款民生費の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費で、子育て世帯生活支援特別給付金と関連事務費357万6000円を計上、一方、歳入につきましては、歳出の経費について、全て国庫支出金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は92億9582万4000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第36号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 74ページについてです。

今説明がありましたけれども、物価高騰、また、燃油高騰などで、子育て世帯に対して生活支援対策として給付金が交付されます。

そこで、詳しく説明してもらいたいのですけれども、給付要件、世帯数は何世帯になるのか、また、給付方法、給付期間、いつから給付されるのか、その4点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、給付方法ですけれども、現金で今月中に給付をしたいと思ってございます。

実は、昨年度、全く同じ事業を実施しております。基本的には昨年度に給付を受けた方が対象となります。そのデータを基に、今回の予算につきましては5万円掛ける64件の320万円を予算計上させていただいております。

対象者ですけれども、前年度に対象者だった方が23世帯55名で、前年度、申請型で対象だったけれども、まだ申請されていない、いわゆる未申請の方が2世帯で2名、令和4年度、新生児で非課税世帯相当が1世帯で3名、そして、今後生まれることが想定され、さらに非課税相当の世帯ということで2世帯6名を見込み計上しております。

この給付につきましては、現在、情報がある方につきましては、前年度の実績に基づきまして、一方的ではないですけれども、町から給付したいと考えております。

また、今後生まれる方につきましては申請型となります。その対象者につきましては高校3年生世代までで、世帯が非課税世帯となっております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。  
これから議案第36号の討論を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第36号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第37号 監査委員の選任同意について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第22、議案第37号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 議案第37号監査委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

監査委員の選任につきましては、さきに行われました第1回定例会において、議会選出監査委員を廃止する旨の議決をいただき、令和5年5月1日より施行されております。これを受け、新たに識見を有する者から高橋勇氏を選任いたしたく、提案した次第であります。

同氏は、ご経歴で示すとおり、人格が高潔で、財務管理、経営管理、その他行政運営に

関し優れた識見を有していることから、監査委員として最適任と認めるところであり、ここに、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は令和5年6月1日から令和9年5月31日までの4年間となりますので、よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は選任に同意することに決定しました。

会議を一時中止します。

（中止 午後2時51分）

（再開 午後2時53分）

**○議長（落合俊雄君）** 中止前に引き続き、会議を開きます。

ただいま配付した議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査の申出については、同委員会の性格上、次の定例会の前に委員会を開く必要があるため、閉会中の継続調査の議決が必要となります。

したがって、本件を休止事件として日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は休止事件として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第23、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## 閉 会 宣 告

---

**○議長(落合俊雄君)** 以上をもって今臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、令和5年第1回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時55分)